

みずほAdvacedバンクソフト 導入サポート利用規定

改定日：2022年4月11日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第6条（サポートの確認） 甲は、本サポート終了後ただちにシステムの稼動状況を確認するものとします。この確認をもってサポート作業は完了したものとし、瑕疵（隠れた瑕疵を除く）はないものとします。	第6条（サポートの確認） 甲は、本サポート終了後ただちにシステムの稼動状況を確認するものとします。この確認をもってサポート作業は完了したものとし、<u>種類・品質に関する本契約内容との不適合</u>はないものとします。
第8条（瑕疵担保責任） 本サポート作業に隠れた瑕疵があり、本サポート作業完了後1ヶ月以内に甲から請求があった場合、乙は無償でサポート作業を再度行うものとし、この場合は第5条の定めを準用するものとします。	第8条（<u>契約不適合責任</u>） 本サポート作業に<u>種類・品質に関する本契約内容との不適合</u>があり、本サポート作業完了後1ヶ月以内に甲から請求があった場合、乙は無償でサポート作業を再度行うものとし、この場合は第5条の定めを準用するものとします。
第9条（損害賠償） （前略） 2．甲は本サポートの作業の瑕疵に起因する損害に関しては、サポート完了の日から1ヶ月以内に請求を行わなければ、請求の如何にかかわらずその賠償を請求することはできないものとします。 3．乙はシステムの瑕疵に起因する損害に関しては、一切の責任を負わないものとします。	第9条（損害賠償） （前略） 2．甲は本サポートの作業の<u>種類・品質に関する本契約内容との不適合</u>に起因する損害に関しては、サポート完了の日から1ヶ月以内に請求を行わなければ、請求の如何にかかわらずその賠償を請求することはできないものとします。 3．乙はシステムの<u>種類・品質に関する本契約内容との不適合</u>に起因する損害に関しては、一切の責任を負わないものとします。